明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則（**総務**三九）　一

〔告　示〕

○原動機を用いる軽車両の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**二五）　三
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**同**二六）
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**二七）　四
○除籍の一部が滅失した件（**法務**九四）
○除籍が滅失した件（**同**九五）
○日本国に帰化を許可する件（**同**九六）
○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件
（**財務**一四八）　五
○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件
（**同**一四九）
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件
（**同**一五〇）
○保安林の指定をする件
（**農林水産**九一八、九一九）
○保安林の指定を解除する件
（**同**九二〇～九二七）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（**国土交通**五八七）
○砂防法第二条の土地を指定する件
（**同**五八八～五九一）

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項
三崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）　三

〔公　告〕

諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、準禁治産、失踪、除権決定、破産、再生関係　九
会社その他

省令

○総務省令第三十九号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第六号、第五条第一項及び第三項並びに第十五条第一項第一号の規定に基づき、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則を次のように定める。

令和四年五月二十七日　総務大臣　金子　恭之

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（発信者情報）

第二条　法第二条第六号の総務省令で定める侵害情報の発信者の特定に資する情報は、次に掲げるものとする。

一　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の氏名又は名称
二　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の住所
三　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電話番号
四　発信者その他侵害情報の送信又は侵害関連通信に係る者の電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいい、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令（平成二十一年総務省令第八十五号）第一号に規定する通信方式を用いるものに限る。第六条第一項第一号において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）
五　侵害情報の送信に係るアイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。以下この条において同じ。）及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（インターネットに接続された電気通信設備（同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下この条において同じ。）において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号をいう。第九号において同じ。）
六　侵害情報の送信に係る移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。以下この条において同じ。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（移動端末設備からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（同法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうち、その一端がブラウザを搭載した移動端末設備と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。次号において同じ。）の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者（同条第五号に規定する電気通信事業者をいう。次号において同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であって、電気通信（同条第一号に規定する電気通信をいう。第五条において同じ。）により送信されるものをいう。以下この条において同じ。）